西 15 丁目電停周辺地区
景観まちづくり指針







札幌市まちづくり政策局都市計画部

【決 定 番 号 第 2 号】
決 定　平成 29 年 6 月 28 日（告示第 2461 号）
変 更　令和 8 年 11 月 2 日（告示第 4141 号）

目　次

1．目的と位置付け……1

（1）　目的……1
（2）　策定までの経緯と位置付け……2

2．対象区域（景観まちづくり推進区域）……3

3．目標・方針……4

（1）　目標……4
（2）　４つの方針……5

4．景観形成の基準（街並みのデザインコード）……7

（1）　「みどり」に関する事項……8
（2）　「建築物・工作物」に関する事項……10
（3）　「夜間景観」に関する事項……14
（4）　「広告物等」に関する事項……15

5．届出の手続き……18

（1）　届出対象行為……18
（2）　届出が除外となる行為……18
（3）　公共事業……19
（4）　届出の流れ……19
（5）　経過措置……19

6．みんなで取り組む景観まちづくり活動……20

1． 目的と位置付け

（1）目的

西 15 丁目電停周辺地区は、都心に近く、路面電車の電停が立地し、地下鉄駅も近く、交通利便性が高い地区です。また、電停を中心に学校などの文教施設や病院・店舗などの生活利便施設が集積しており、その周辺には共同住宅や戸建住宅が近接していることから、生活利便性が高いこと、また、これらの施設を利用するため、地区内外の多くの人々が往来することが特徴です。

本指針は、この地区の景観まちづくりの指針として、対象区域、目標・方針、基準や活動等を定め、これらに基づき地域住民等と札幌市が協働で取組を行うことで、地域特性を踏まえ、生かした、より魅力的な景観の形成の推進を図ることを目的としています。

景観まちづくり*の取組を行うことで、将来的には、安全で居心地のよい空間を創出し、来訪者の満足度や評価が向上するなど、以下に示すような様々な効果を生み出し、地域の皆さんにとっても、来訪者にとっても、地域の魅力が高まることを目指します。

＊**景観まちづくり**　この指針では、市民・事業者等が関わりながら、地域の景観のあり方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けて取り組むことをいう。

○当地区において景観まちづくりの取組を行うことで期待される効果

●地域の皆さんにとって

・街並みのデザイン向上や安全で居心地のよい良好な空間の創出
・良好な街並みや居心地よい空間が創出されることで、来訪者の滞在時間が増加し、滞在中の購買・消費のほか周辺の回遊につながるなど、様々な波及効果を創出
・日常の景観に対する意識、まちづくり活動の取組意識・参加意識の向上
・景観まちづくりの取組の実践による地域に対する愛着の醸成

●来訪者にとって

・地域としての魅力が向上することで、その地域に訪れ、過ごしてみようという機運が向上
・まちの雰囲気の醸成などにより、訪れたときの好感度が増し、もう一度訪れてみたい地域になるなど、来訪者の満足度や評価が向上
・地域にくり返し訪れることによる気づかずにいた資源や場所の発見や新たな交流の創出

地域の皆さんにとっても、来訪者にとっても
地域の魅力が高まる

（２）策定までの経緯と位置付け

①策定までの経緯

本指針は、以下に示すとおり、地域住民等と札幌市が意見交換などを重ねながら協働で内容を検討し、策定したものです。

○本指針策定までの経緯

平成 27 年 10 月 29 日 事前説明会	・景観まちづくりの取組に向けた事前説明会
平成 27 年 12 月 7 日 第１回意見交換会	・景観まちづくりの取組開始 ・地区の良いところ、活用していくべきところ、これからのまちづくりで大切にしたいこと
平成 28 年 2 月 9 日 第２回意見交換会	・景観まちづくりの目標 ・取り組むべきこと、取り組めそうなこと
平成 28 年 6 月 23 日 第３回意見交換会	・まち歩き及び景観まちづくりの目標等の確認
平成 28 年 9 月 20 日 第４回意見交換会	・景観まちづくり指針に掲載する内容や項目などの確認
平成 28 年 10 月 19 日～11 月 4 日 アンケート	・景観上重要な区域として検討していた、福住・桑園通沿道、南一条通沿道などの方々を対象に、「アンケート」を実施
平成 28 年 11 月 ヒアリング	・景観上重要な区域として検討していた、福住・桑園通沿道、南一条通沿道などの事業者等を対象に、景観まちづくりへの協力の可能性などを把握する「ヒアリング」を実施
平成 28 年 11 月 24 日 第５回意見交換会	・アンケートやヒアリングの結果を踏まえ、景観まちづくり指針（たたき台）の内容を検討
平成 29 年 2 月 1 日～2 月 17 日 意見募集	・対象区域全戸を対象に、景観まちづくり指針（素案）に対する意見募集
平成 29 年 3 月 14 日 第６回意見交換会	・意見募集の結果を踏まえ、景観まちづくり指針（修正案）の内容確認
平成 29 年 3 月 30 日	**景観まちづくり指針（案）の内容の確定**
平成 29 年 6 月 23 日	**札幌市景観審議会への意見聴取**
平成 29 年 6 月 28 日	**札幌市景観条例に基づく、景観まちづくり指針として策定・告示**

②位置付け

本指針は、地域住民等と札幌市がその内容を共有し、これからの西 15 丁目電停周辺地区におけるまちづくりに生かしていくものであり、札幌市景観計画及び札幌市景観条例に基づく指針として位置付けます。なお、地域における建築動向や景観まちづくりに関する地域住民等の機運の高まりなど、この地域を取り巻く状況の変化に応じて、指針の内容を見直すことができます。

2. 対象区域（景観まちづくり推進区域）

この指針の対象区域（**「景観まちづくり推進区域」**）を下図のとおりとします。

この区域においては、景観まちづくりの方針を地域住民等と共有し、取組を段階的に進めていきます。

また、「景観まちづくり推進区域」のうち、福住・桑園通や南一条通及び西屯田通は、地域住民はもとより病院利用者や買い物客、学生、各施設の従業員など多様な人々が往来することから、景観上重要な通りであり、地域住民等も魅力的な景観の形成を進める上で重要であると感じています。そのため、下図のとおり、これらの道路に沿って**「景観誘導区域」**を定め、積極的に景観形成の誘導を図ります。（詳細については、4.景観形成の基準（P7 以降）に記載）



福住・桑園通（都市計画道路 3・4・15） 道路中心線から 50m

南一条通（都市計画道路 3・3・31） 道路中心線から 50m

西屯田通（西側）（市道 10-0050[西 13 丁目 1 号線]） 道路中心線から 30m

西屯田通（東側）（市道 10-0050[西 13 丁目 1 号線]） 西 13 丁目 1 号線、西 13 丁目線、南 3 条線、南 6 条線で囲まれた範囲

3． 目標・方針

（1） 目標

電停を中心に集積する多様な機能を生かし、
地区の魅力を高める景観まちづくり

～住む人も、訪れる人も居心地のよいまちへ～

都心に近く、交通利便性の高い当地区は、路面電車が曲線を描きながら通過する交差点部を中心に、医療、教育、商業、住居などの様々な機能が集積しており、多くの人々が往来します。

このような特徴を生かし、誰もが安心して快適に過ごせる空間を形成することで、賑わいと交流が創出され、地区の魅力がより高まります。住む人も、訪れる人も居心地がよいと感じる景観形成を目指します。








（2）　４つの方針

当地区の目標を実現するために、以下の４つの方針を定めます。

1　電停周辺の暮らしの質を高める、秩序と調和のある景観まちづくり

2　いつでも安心安全で歩きたくなる景観まちづくり

3　みどりを身近に感じ、潤いとやすらぎのある景観まちづくり

4　多くの人々が往来する等の特性を生かした賑わいと交流を創出する景観まちづくり

1　電停周辺の暮らしの質を高める、秩序と調和のある景観まちづくり



当地区は、都心に近く、交通利便性が高いということもあり、電停を中心に学校や病院、店舗といった文教施設や生活利便施設などが多く集まっており、その周辺には共同住宅や戸建住宅が立地しています。これらの多種多様な建築物について、その形態や色彩を整えることで、街並みに一体感が生まれ、地区の魅力をさらに高めることにつながります。暮らしの質を高め、より住みよいまちになるために、秩序と調和のある景観まちづくりを目指します。

2　いつでも安心安全で歩きたくなる景観まちづくり



当地区は、学校や病院といった施設が立地していることから、学校に登校する人や病院に通う人など年代や属性が異なる様々な人が数多く往来します。このような現状を踏まえ、特に多くの人々が通行する歩道等において、誰もが昼夜を問わず安心して歩くことができる空間を形成することは、より住みよいまちづくりにつながります。また、それにより安全性が高まり、地区内を歩く人が増えることで、新たな魅力を発見してもらうきっかけにもなります。住む人も、訪れる人も、いつでも安心安全で歩きたくなるような景観まちづくりを目指します。

3　みどりを身近に感じ、潤いとやすらぎのある景観まちづくり

当地区は、自然を身近に感じられる場所は限られていますが、学校敷地内や歩道上の植樹桝など、地域住民等が花やみどりによる演出を積極的に行っている場所が点在しています。これらのみどりを保全しつつ、連続性を意識して新たなみどりを創出することで、よりみどりを身近に感じることができ、生活に潤いとやすらぎをもたらすことが期待できます。身近な場所のみどりを効果的に保全・創出し、潤いとやすらぎのある景観まちづくりを目指します。





4　多くの人々が往来する等の特性を生かした賑わいと交流を創出する景観まちづくり

地区内の福住・桑園通、南１条通、西屯田通沿いなどには、地域に根付いた個性的な飲食店など魅力的な店舗等があります。多くの人々が往来する当地区において、このような地域の資源を活用し、通りとして賑わいを創出するような景観形成をすることで、その通りを訪れてみたいという機運が高まり、店舗等の利用者が増加したり、新たな交流が生まれるなどの効果も期待できます。このような当地区の特性を生かして、賑わいと交流を創出する景観まちづくりを目指します。



4． 景観形成の基準(街並みのデザインコード)

「3.目標･方針」を踏まえ、当地区における景観形成の基準（街並みのデザインコード）を定めます。

なお、この基準は、当地区の地域特性を踏まえた特に重視すべき基準と、札幌市全域における基準（景観法に基づく景観計画区域における景観形成基準）を加えたものとします。

「景観まちづくり推進区域」

目標・方針を地域住民等と共有し、取組を段階的に進めていく区域として、景観形成を誘導するための**基準**を定めます。

「景観誘導区域」

「2.対象区域」で示したとおり、当区域は、景観形成上特に重要な区域であることから、周囲との調和を重視しながら積極的に景観形成を誘導するための**基準**を定めます。

当区域内では、よりきめ細やかに景観を誘導するため、景観計画区域における届出対象行為に加え、一定規模を超える建築物の建築等も届出対象行為とします。

なお、届出対象行為に該当しない建築物等についても、当該指針の目標・方針を踏まえ、当該基準を尊重するものとします。

【基準の見方】



【対象区域】（景観まちづくり推進区域）
・景観形成の基準が適用される区域を示しています。

【基準】（景観まちづくり推進区域）
・景観まちづくり推進区域内における基準を示しています。

【解説】
・基準の内容に沿った具体的な留意点や解説図を記しています。

【対象区域】（景観誘導区域）
・景観まちづくり推進区域のうち、積極的に景観形成を誘導するための基準が適用される区域を示しています。
（※届出対象行為に該当する場合においては、届出が必要になります。）

【基準】（景観誘導区域）
・景観まちづくり推進区域内の基準に加えて、景観誘導区域内において、積極的に景観形成を誘導するための基準を示しています。

（1）「みどり」に関する事項

景観まちづくり推進区域に関する事項

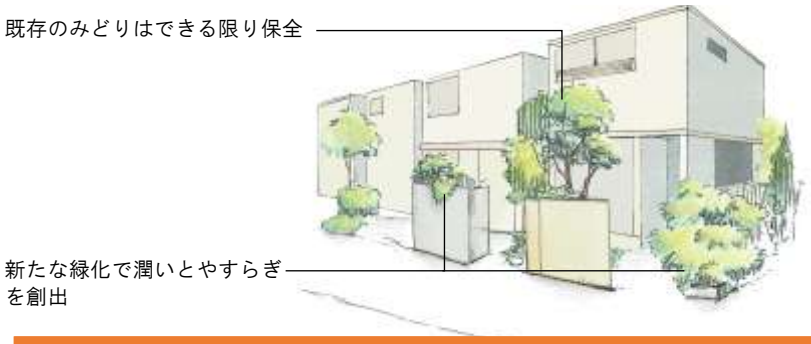
景観まちづくり
推進区域内共通



①既存の樹木や植栽等を保全するよう努めましょう。

②外構部分の緑化に努めましょう。

＜解説＞
　日常生活を営む上で、身近にある花やみどりは、潤いとやすらぎを与えてくれる貴重な資源です。庭先などの既存のみどりは、樹木の状態を考慮した上で、できる限り保全するとともに、新たなみどりを創出するため、外構部分等の緑化に努めましょう。





景観誘導区域に関する事項

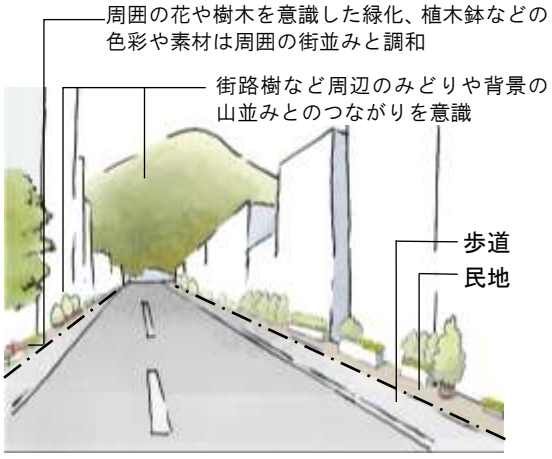
景観誘導区域
のみ



①通りに接する敷地部分は、周辺のみどりの連続性などを意識し、効果的な緑化を行いましょう。

＜解説＞
　道路沿いの花やみどりがつながることで、街並みの一体感が生まれるとともに、より身近にみどりを感じることができます。特に、人通りの多い道路沿いでは、周囲の、植樹桝や隣地に植えられている花や樹木等を意識して同種のものを選定するなど、効果的な緑化を行いましょう。
　また、植木鉢などを設置する場合、その色彩や素材は、周囲の街並みとの調和に配慮したものとしましょう。

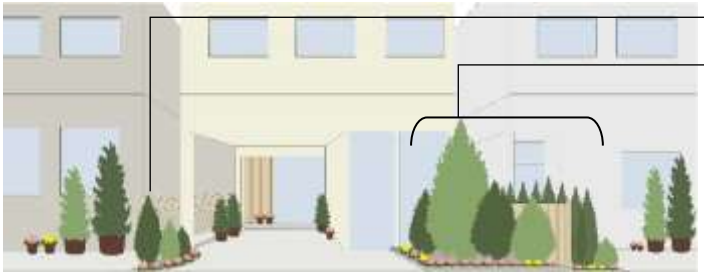




②店舗など多くの人々が集まるような場所では、主要な出入口へのアプローチなどに花やみどりによる演出を行いましょう。

＜解説＞

多くの人々が集まる場所は地区のイメージを印象付ける上で重要となります。そのため、主要な出入口へのアプローチなどを植樹やプランター等の設置などにより演出することは、地区のイメージ向上には効果的です。花やみどりによる演出を行い、魅力的な空間を創出しましょう。なお、プランター等を設置する際には、車椅子利用者の妨げにならないなど、利用者の動線に配慮した設置位置としましょう。









（2）「建築物・工作物」（以下「建築物等」という）に関する事項

景観まちづくり推進区域に関する事項

景観まちづくり推進区域内共通



①建築物等は、周囲の街並みとの調和を意識したデザインや、彩度*の低い色彩とするように努めましょう。

＜解説＞
　建築物等の意匠や色彩は、地域らしさや一体感を出すために景観上重要な要素です。建築物等や工作物の新築等を行う際には、周辺との調和に配慮し、突出した形態や過度に鮮やかな色彩のものは避けましょう。

＊**彩度**　色の鮮やかさ

景観誘導区域に関する事項

景観誘導区域のみ



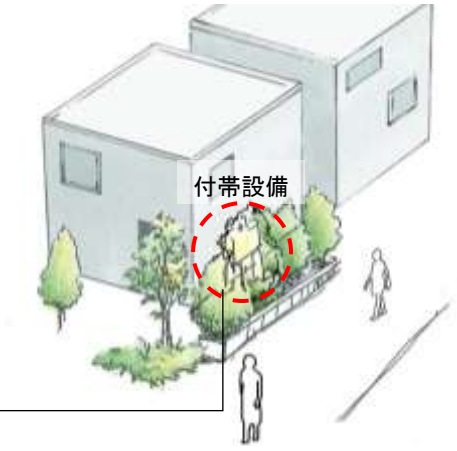
①建築物等の色彩を選定する際は「地域のカラー」から選定しましょう。（ただし、これによりがたい場合は札幌の景観色 70 色から選定しましょう。）また、部分的にアクセントカラーを用いる場合も、「地域のカラー」から選定することとし、これによりがたい場合は、彩度の低い色彩を選定しましょう。

＜解説＞
　これまで形成してきた街並みと調和するよう、建築物等の基調となる色彩は地域のカラー（13 ページ参照）から選定しましょう。
　また、アクセントカラーを用いる場合でも原則として地域のカラーから選定することとしますが、コーポレートカラー*の使用などこれによりがたい場合についても、鮮やか過ぎる色彩を避け、彩度の低い色彩としましょう。

＊**コーポレートカラー**　企業などの団体を象徴する色彩のこと。主に企業等がロゴ等で使用するイメージカラー

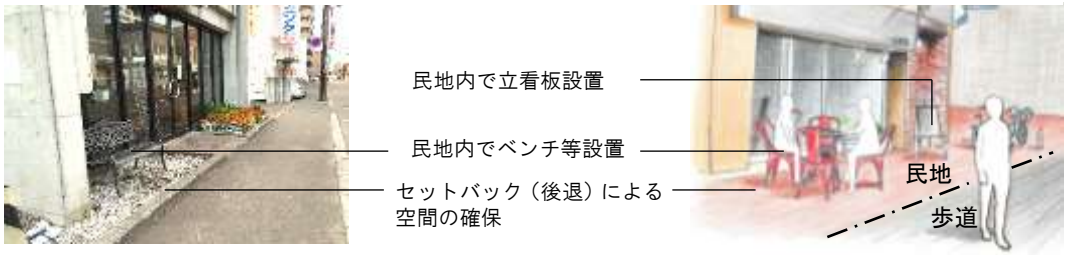
②建築物の付帯設備（室外機、ごみ置場、給排水、電気配線等）は、道路から見えにくい位置に設置するか、植栽や柵などで目隠しをするなど目立たないよう工夫しましょう。

＜解説＞
　建築物の付帯設備は設置場所や方法によっては、景観に乱雑な印象を与えます。区域内の良好な景観の形成を図るため、周辺の歩道から付帯設備が目立たないようその配置や色彩、材質などに配慮するか、街並みと調和した植栽や塀、柵などで修景しましょう。なお、塀や柵などで修景する場合は、付帯設備から十分な距離を保って配置するなど、安全性にも配慮しましょう。



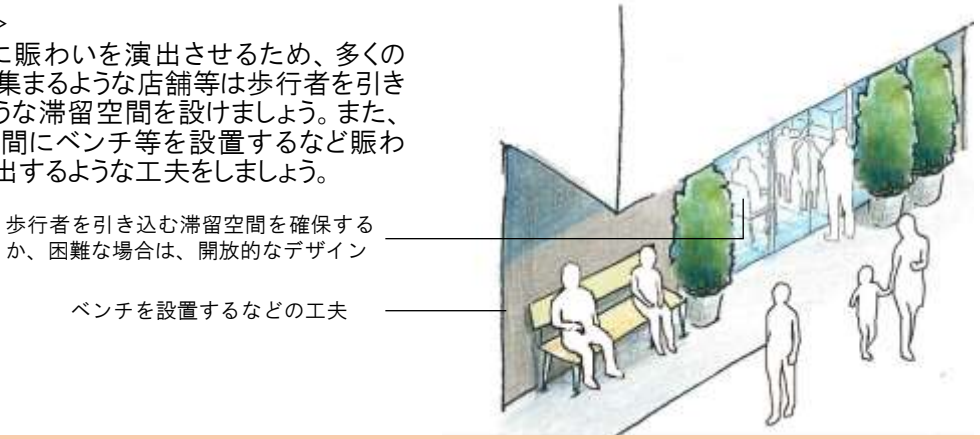
③通りに面する部分は建築物等をできるだけセットバック（後退）し、歩行者が安心・安全に歩行できる空間や、歩行者が休憩できる滞留空間などを確保しましょう。

＜解説＞
　歩道沿いに空間を設けることで、歩行者としては見通しが良く、安全性が高くなるとともに、圧迫感の軽減や歩行者が休憩できるようベンチを設置するための空間の確保等につながります。建築物等を新築する際は、できるだけセットバック（後退）し、活用可能な空間を確保するようにしましょう。



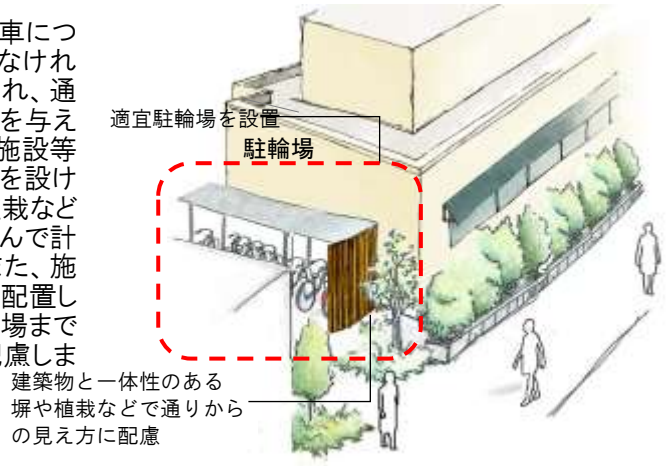
④多くの人々が集まるような店舗の１階部分などは、建築物の形状を工夫するなど、歩行者を引き込むような滞留空間を設けましょう。また、それが困難な場合は開放的なデザインとしましょう。

＜解説＞
　通りに賑わいを演出させるため、多くの人々が集まるような店舗等は歩行者を引き込むような滞留空間を設けましょう。また、滞留空間にベンチ等を設置するなど賑わいが表出するような工夫をしましょう。



⑤多くの人々が利用する施設等には、通りからの見え方に配慮し、適宜駐輪場を設けるようにしましょう。

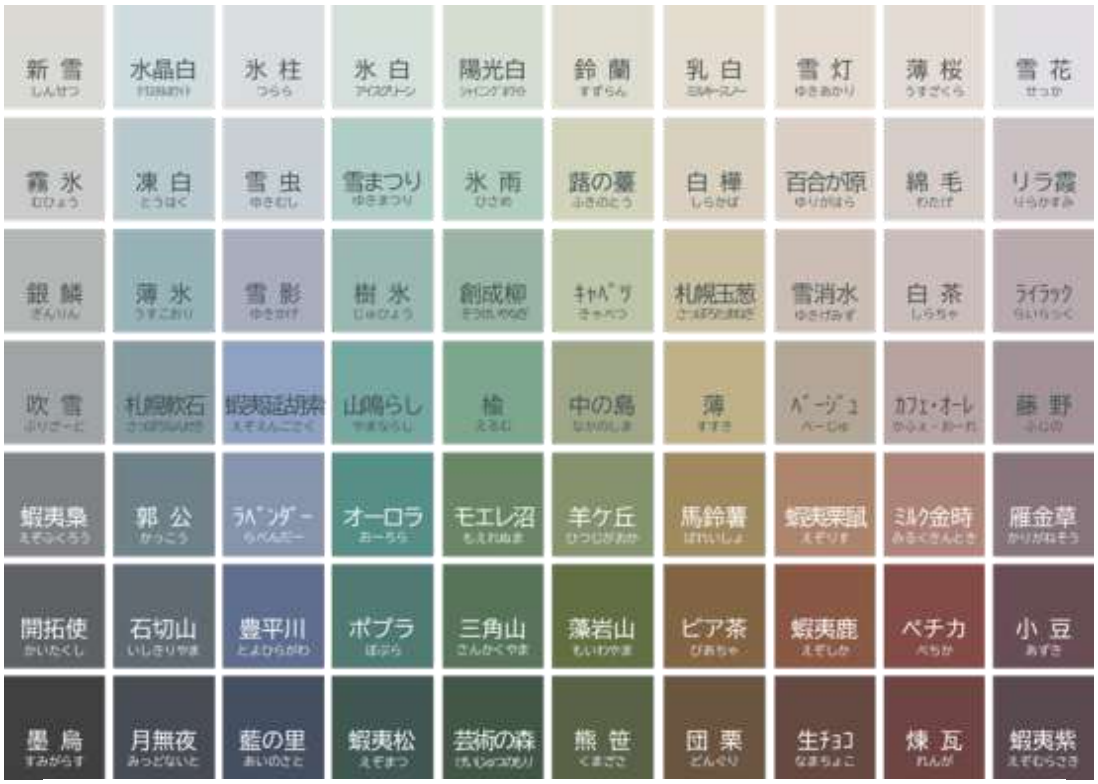
＜解説＞
　気軽に誰もが利用できる自転車については、計画的に駐輪場を設けなければ、意図していない場所に駐輪され、通行の妨げや、景観上乱雑な印象を与えます。特に多くの人々が利用する施設等の新築等の際には、適宜駐輪場を設けるようにしましょう。その際には、植栽などで修景することや建築物に取り込んで計画するなどの工夫をしましょう。また、施設の入口に近いところに駐輪場を配置したり、サイン等でわかりやすく駐輪場まで誘導するなど、利用しやすさに配慮しましょう。



札幌の景観色 70 色

市民のみなさんの意見や、調査・研究により、誰もが綺麗であると思える色彩を 70 色選んでいます。それぞれの色に風土イメージを連想しやすいように、札幌らしいオリジナルの色名をつけていますが、これは市民のみなさんの心に働きかけ心に留めておけるように名づけたものです。色から言葉へ、言葉から色へ。色から連想するイメージをひろげ、さらに色名から配色をイメージしてください。

俗に言う「向こう三軒両隣」は景観における意識の持ち方について重要なキーワードです。初めに計画建物の両隣を意識し、次に向かい側の建物も同時に眺め、さらに周辺へ目を配り、全体の調和がとれるように考えます。



札幌の景観色７０色【第二版】

出典：札幌市景観計画（色彩景観基準）

※この資料は印刷のため、実際の色とは異なります。正確には、塗装色見本を参考にしてください。

地域のカラー（西 15 丁目電停周辺地区）

札幌の景観色 70 色をベースとし、この地域で現状多く使用されている色を地域のカラーとして整理しました。

西 15 丁目電停周辺地区の範囲において、建築物の基調色とアクセント色をマンセル表色系*によって調査した結果、以下のようになりました。この結果より、札幌の景観色 70 色の中から現在の西 15 丁目電停周辺地区で建築物外壁の基調色において多く見られる色相で絞ったものを下記に示します。

【建築物外壁の基調色】

多く見られた色相：N（無彩色）、R（赤）YR（黄赤）、Y（黄）、PB（青紫）

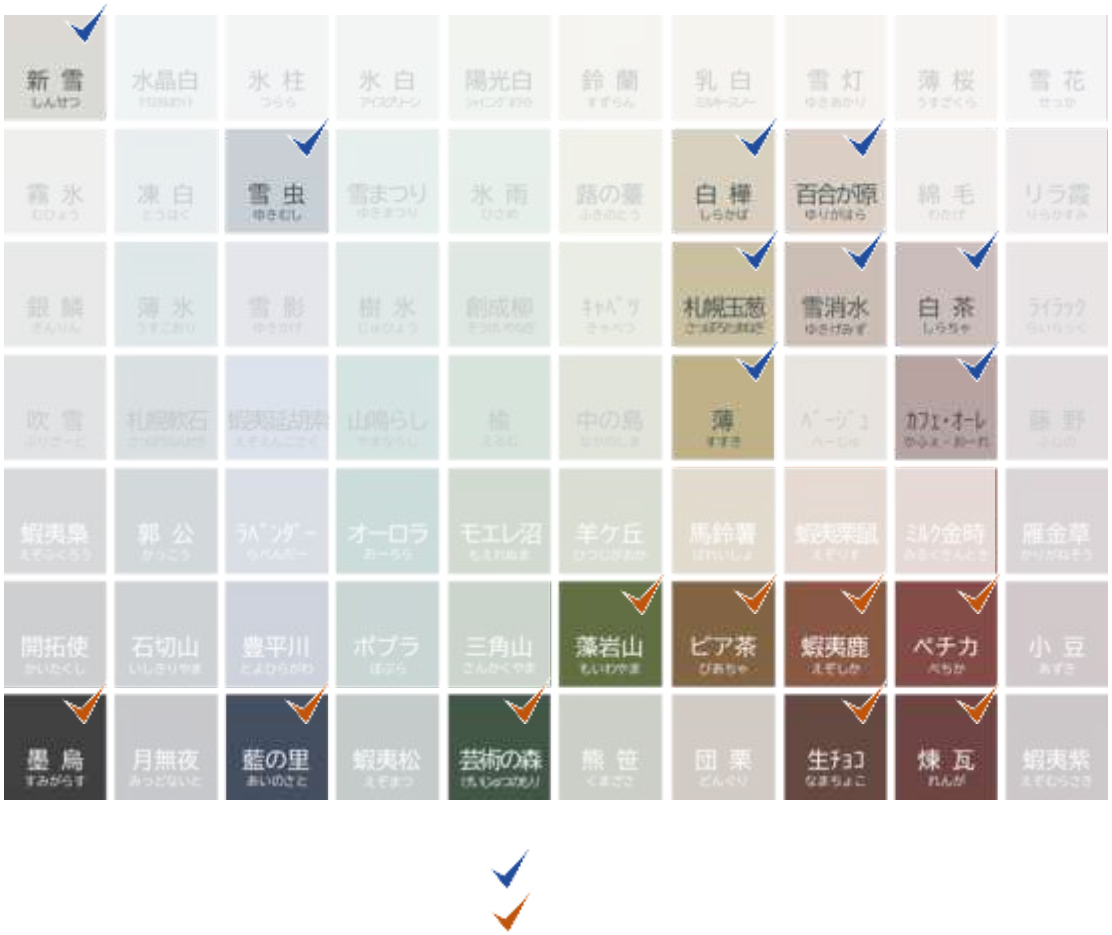
多く見られた明度・彩度：どの色相も高明度・低彩度

【建築物外壁のアクセント色】

多く見られた色相：N（無彩色）、R（赤）YR（黄赤）、Y（黄）、GY（黄緑）、G（緑）、PB（青紫）

多く見られた明度・彩度：N は高～中明度、R は中明度、YR･Y･GY･G･PB 中明度ないし高明度、R は中～低彩度、その他の色相はいずれも低彩度

＊**マンセル表色系**　色の表し方の一つで、日本工業規格（JIS）にも採用されている色彩の基準のこと。一つの色を３属性（色相、明度、彩度）の組み合わせによって表現する。



（再掲）出典：札幌市景観計画（色彩景観基準）

（3）「夜間景観」に関する事項

景観まちづくり推進区域に関する事項

景観まちづくり
推進区域内共通



①夜間における歩行者等の安全性を向上させるため、適宜、屋外照明を設け、点灯するように努めましょう。

＜解説＞
歩行者にとっての夜間の安全性を向上させるため、歩道を照らすなど外構等に屋外照明を設置し、可能な限り点灯するように心がけましょう。なお、屋外照明は消費電力の少ないものとするなど省エネルギーにも配慮しましょう。



景観誘導区域に関する事項

景観誘導区域
のみ



①安全な歩行空間を創出するため、通りに面する建築物の外構等には可能な限り屋外照明を設け、点灯するようにしましょう。

＜解説＞
通りに面する店舗や住宅などにおいては、外構等に屋外照明を可能な限り設置し、人が多く歩く時間帯は点灯するようにしましょう。なお、屋外照明を設置する場合は、歩道を照らすように配置するなど、歩行空間の安全性の向上に配慮しましょう。



②屋外照明を設置する場合には、暖かみのある光源を採用するようにし、夜間景観を演出しましょう。

＜解説＞
趣のある夜間景観を演出するため、周辺の街並みとの調和に配慮した照明計画とした上で、暖かみのある光源の屋外照明を効果的に設置するなど、夜間景観の演出に配慮しましょう。

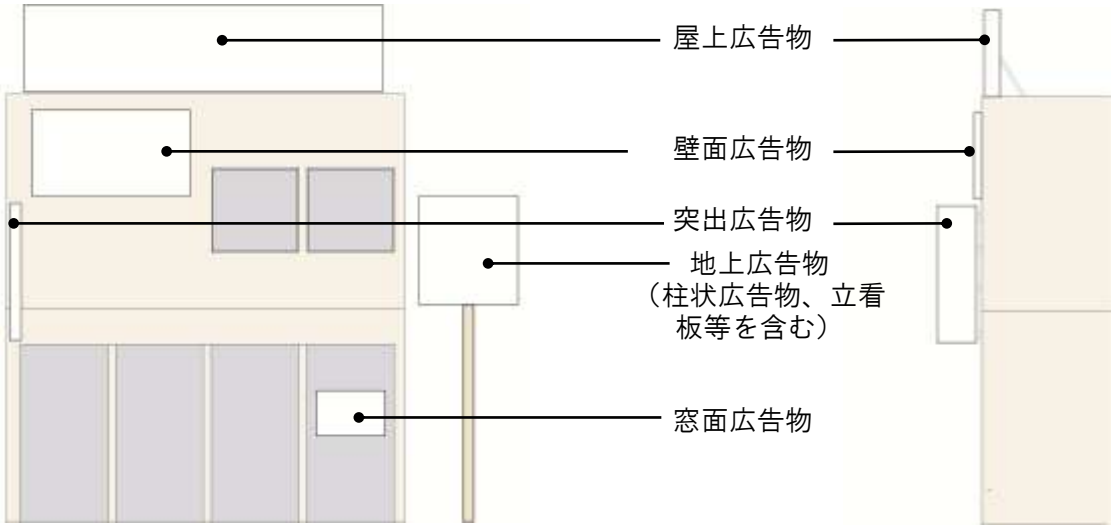


（4）「広告物等」に関する事項

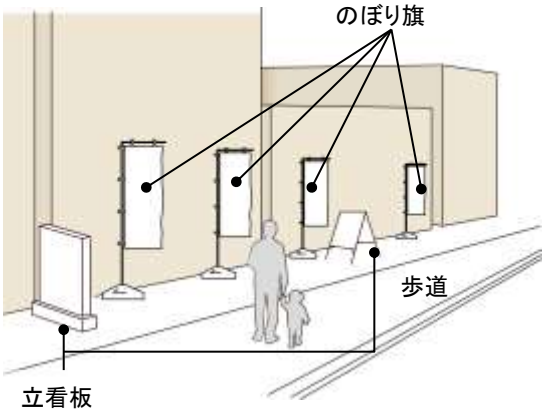
＜広告物等とは＞

広告物（常時又は一定の期間、屋外で継続して公衆に表示された、はり紙・はり札・立看板・広告塔のほか、建築物の壁面等に掲出されているもの）と、案内サイン（特定の事務所、店舗等や、特定の場所への案内又は誘導を目的とする広告物。公共機関が掲出するものも含む）を総称したもの。

【広告物等のイメージ】



【立看板、のぼり旗のイメージ】



景観まちづくり推進区域に関する事項

景観まちづくり推進区域内共通

①広告物等は、周囲との調和を図るため必要最低限の大きさとし、多色や極端に華美な色彩を使用しないよう努めましょう。

＜解説＞

広告物等の掲出にあたっては、街並みとの調和に配慮し、必要最低限の大きさとし、多色や極端に華美な色彩を使用しないよう努めましょう。

景観誘導区域に関する事項

景観誘導区域のみ

① 広告物等の規模、色彩、配色等は、建築物の形態・壁面の色彩と調和することはもとより、安全性や視認性にも配慮して、周辺の街並みと調和したデザイン性が高いものとなるよう計画しましょう。

②発光を伴うものは、激しい動光等の変化をしないものを使用しましょう。

③複数の看板の設置が想定される場合は、できるだけ１箇所に集合化を図りましょう。

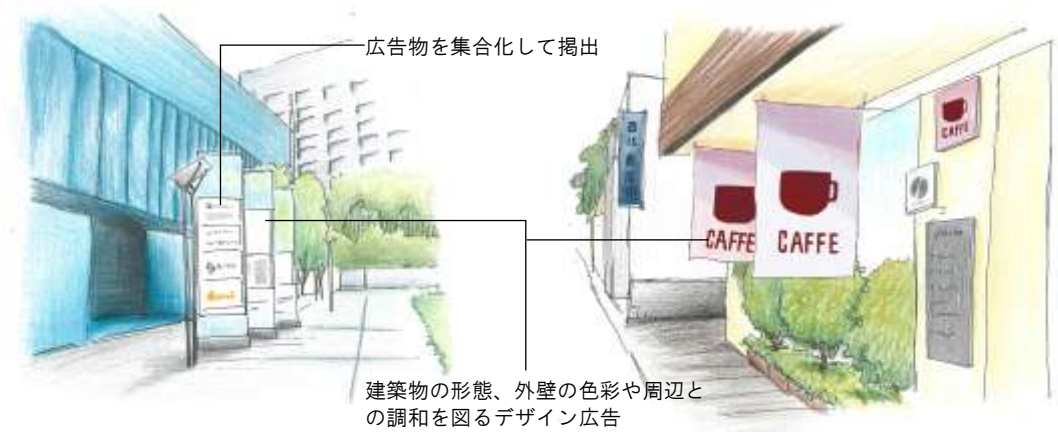
④窓等のガラス面に掲出する広告物等は、街並みとの調和に配慮しましょう。

⑤屋上広告物については、遠景の山や自然への眺望に配慮し、できるだけ設置しないようにしましょう。

＜解説＞

広告物等の掲出にあたっては、カラーユニバーサルデザイン*にも配慮し、建築物の形態、外壁の色彩や周辺との調和を図る広告のデザインや色彩･配色としましょう。

＊**カラーユニバーサルデザイン**　多様な色覚を持つさまざまな人に配慮して、全ての人に情報が正確に伝わるように配慮されたデザインのこと。



⑥立看板やのぼり旗等の簡易な広告物を設置する場合は、歩行空間の安全性に配慮した設置位置にしましょう。

＜解説＞

立看板やのぼり旗等の簡易な広告物は、歩道付近に掲出することが多いことから、通行の妨げになる可能性があります。これらの簡易な広告物を設置する際は、周辺との調和を図るデザイン等とした上で、道路境界線から一定の距離を保って設置するなど、歩行空間の安全性に配慮した設置位置にしましょう。



広告物の参考例

広告物のベースとなる「地」の部分は華美な高彩度色や原色、発色が良い色彩を避け、落ち着いた色彩を使用するよう努めましょう。

ただし、自然素材で無着色の木材や石材、レンガ、金属材等、及びこれらに類するものの色彩は上記に該当しないものとします。

○色彩の彩度に注意しましょう



高彩度色や原色、発色が良い色彩の使用は控えましょう。

ベースとなる「地」には落ち着いた色彩を使用しましょう。

「地」を無彩色にして文字に原色を使用するなど工夫をしましょう。

コーポレートカラーなどで鮮やかな色彩を使用する場合は広告物自体の面積を小さくするなど配慮しましょう。

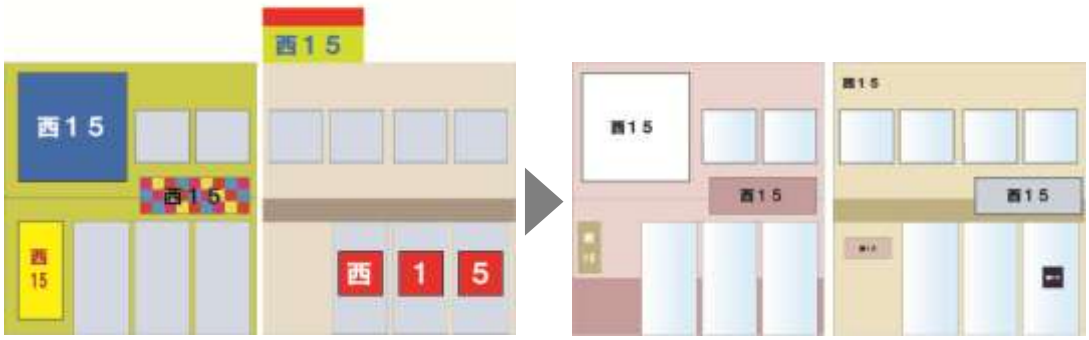
○色数に注意しましょう



広告物は多色にならないように配慮しましょう。

「地」は落ち着いた色彩を用いて文字やポイントにアクセントカラーを取り入れるなど工夫をしましょう。

○街並みに配慮しましょう



「向こう三軒両隣」を意識して、広告物の色彩が周囲の景観と調和するように配慮しましょう。

5. 届出の手続き

（1）届出対象行為

「景観誘導区域」については、景観計画区域における届出対象行為*に加え、下記の行為に該当する場合にも札幌市に届出（国又は地方公共団体が行う行為は通知）が必要となります。なお、届出対象行為を行う敷地の一部が「景観誘導区域」の内外にわたる場合についても、届出の対象となります。

＊**景観計画区域における届出対象行為**　延べ面積が 10,000 ㎡を超える建築物または高さ 31mを超える建築物を建築する場合等。詳細は、札幌市景観計画または景観計画区域のパンフレットをご覧ください。

景観誘導区域において追加される届出対象行為

【建築物等】に関する行為

・高さ 10 メートルを超える建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更（ただし、増築にあっては、増築部分のみが届出対象に該当しないものは届出不要。なお、当該増築の前は届出対象に該当せず、当該増築をもって届出対象となるものは届出が必要）（景観計画区域における届出対象行為は除く）

【広告物】に関する行為

・表示面積が 10 平方メートルを超える屋外広告物等の掲出、移転若しくはその内容の変更をしようとする場合（ただし、札幌市屋外広告物条例第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定による許可が必要なものに限る。）

（2） 届出が除外となる行為

「景観誘導区域」において（1）の届出対象行為に該当する場合であっても、下記に該当する場合には届出が除外されます。

【非常災害時の応急措置】

・非常災害のため必要な応急措置として行う行為

【その他】

・その他景観の形成に影響を及ぼさないと市長が認める行為

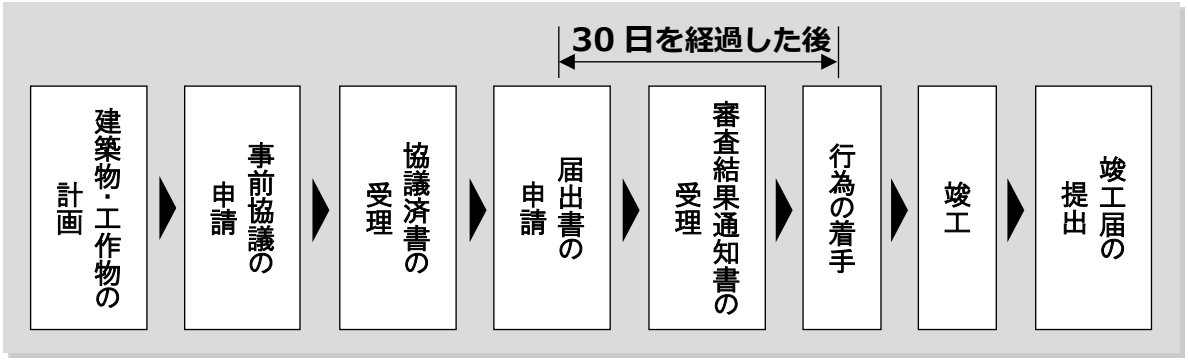
（3）公共事業

・札幌市などが行う事業等において、法や条例等で届出対象行為とならないものについても、この指針を踏まえるものとします。

（4） 届出の流れ

「届出対象行為」に該当する行為を行おうとする者は、行為の着手 30 日前までに、届出を行う必要があります。

より良い景観形成を図るために、企画構想・基本計画の段階から計画の内容について事前に協議するようお願いします。



（5）経過措置

本指針で定める届出は、本指針の施行日（平成 29 年 7 月 1 日）から 30 日を経過した時点において、すでに着手している（1）の届出対象行為については適用を除外します。

6. みんなで取り組む景観まちづくり活動

地区の魅力を向上させていくためには、日々の暮らしや営みの活動の積み重ね、居心地よく感じる環境、行ってみたいと感じさせる雰囲気づくりなどの地域の活動が大切です。

本指針の策定までに実施してきた意見交換会の意見やアンケートの結果等に基づき、地域住民等が一体となり主体的に取り組むことで、今よりもさらにまちの魅力向上につながる取組や活動について示します。

地域住民等が取り組む景観まちづくりの例

1．緑化・花植え活動
- ●市電通や店舗前など沿道の植樹桝等を活用した多世代で取り組む花・緑づくり
- ●公園など地域の緑資源の保全活用
- ●駐輪マナー等の啓発も含めたプランター設置

2．まちの環境美化
- ●道端の清掃など環境美化活動

3．安心安全な沿道の街並みづくり
- ●歩道際にあるのぼり旗・立看板などの設置マナー啓発

4．地区の交流の場・機会づくり
- ●街並みづくりをテーマに、交流を促す活動
 （例：写真ギャラリーなどのイベント等）
- ●地区の賑わいの創出やつながりを高める活動
 （例：飲食店などと連携した「まち歩き」などの活動等）

5．冬の景観づくり
- ●まちづくりセンターや学校などと連携した雪灯りの演出

6．地区の情報発信
- ●地区内の飲食店などを紹介するマップ作成や WEB サービスの活用
 （西屯田通の商店街など）

など

SAPPORO

西 15 丁目電停周辺地区
景観まちづくり指針

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目
電話 011-211-2545　FAX：011-218-5113
URL：http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/index.html
E-Mail：keikan@city.sapporo.jp

さっぽろ市
01-B03-26-2169
R8-1-136